

聖籠町公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第7号

聖籠町公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

聖籠町公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例（平成22年聖籠
町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和2
5年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定によ
り採用された職員を除く。）」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地
方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加
える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。